



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3466 号 2017.1.17 発行

社説：中学の部活動 先生も生徒も休もう

朝日新聞 2017年1月17日

学校の先生の労働時間の長さが、大きな社会問題になっている。原因のひとつと指摘されているのが、部活動を指導する負担の重さだ。

スポーツ庁が昨年行った全国調査によると、中学校の運動系部活動で、「学校の決まり」として練習を休む日を設けていないケースが全体の22・4%を占めた。「設けている」と答えた学校でも、4分の1は休養日から土日を除外していた。

休日返上で生徒に向きあう先生の姿が浮かびあがる。生徒と教員の心身に余裕をもたせるために、背負う荷を減らすことに本腰を入れるべきだ。

文部科学省は今年初め、都道府県の教育長らに対し、各校に休みの日を設定させるよう通知を出した。学校任せにしているには限界がある。ここは足並みをそろえたとり組みが必要だ。

この問題は最近になって持ちあがったわけではない。1997年に当時の文部省におかれた有識者会議は、中学の運動部では週2日以上のお休みを確保するよう、提言している。

にもかかわらず、20年にわたって改善されない背景として、土日や休日に開かれる大会や試合が増えていることがあげられる。進学時の選考資料につかわれる内申書や調査書に、部活動での成績や姿勢が記入されるのも、教員や生徒、保護者が力を抜けない一因だろう。

部活動を重視すること自体は否定されるべきではない。勉強とは違う場面で輝く生徒もいれば、成長が異なる別の学年の子どもたちとの交流は、社会性や指導力を育む場にもなる。

だが、物事にはおのずと限度がある。

学校の勤務条件があまりに劣悪だと、優秀な人材は教員をめざさなくなる。多感な時期の生徒に、勉強や部活動の外にも広い世界があることを示し、知識や関心を深めるのを後押しするのも、教育の大切な役割だ。その意味では、文化系の部活動にも同じことがいえる。

季節によって若干のばらつきが出るのはやむを得ないが、週2日の休みは合理的だろう。中学校体育連盟とも連携をとり、大会の日程や運営のあり方から検討してみてはどうか。

外部の指導者を活用する道もある。導入している学校は多いが、責任や役割、待遇などがあいまいで、現場には不安や疑問がある。整備を急ぐべきだ。

何より、教員、生徒、保護者がそれぞれの思いをぶつけ合う場を設け、問題意識を共有することが大切だ。校長はじめ管理職はしっかり支えてほしい。

社説：AIで日本を強く(4)脅威論を超え技術使いこなす教育を

日本経済新聞 2017年1月17日

人工知能(AI)は身近になってきた半面、懸念も広がっている。世界の開発競争が激しくなるなか日本は技術先進国の座を保持するのか、人の仕事がAIに奪われはしないか、

といった不安だ。

A I 脅威論ともいえる見方を拭うため教育の役割は大きい。必要なのはA I を操る知識や技能だけではない。人は機械にどう向き合うのか、人の知性や尊厳とは何かといった、根本に立ち返った教育を若い世代から始めるべきだ。

人材育成に危機感もて

東京大学は昨年6月、A I 専攻の寄付講座を開設した。トヨタ自動車、パナソニックなど8社が9億円を出し、50人の学生が学ぶ。特任教授に就いた中島秀之・はこだて未来大前学長は「米欧が手がけていない研究に取り組み、独自色を打ち出したい」と意気込む。

A I に必要な技術は従来のI T (情報技術) とは異なる。A I の性能を飛躍的に高めた深層学習(ディープラーニング)は、膨大なデータを分析して隠れた法則性を見いだす。統計学やデータ科学、人の言葉を機械で処理する技術などがそれを支える。

だがこれらの知識をもつ人材の層は薄い。日本の大学でデータ分析を学ぶ学生は米国の7分の1、英、仏などの半分にとどまる。世界の学術誌に載ったA I 論文は欧州が3割、米中が各2割を占めるのに対し、日本はわずか2%だ。

こうした状況に政府や大学、産業界は危機感をもつべきだ。

滋賀大学は4月、国内初の「データサイエンス学部」を新設する。多くの大学は入学者の減少に直面し、学部や学科の新増設は難しい状況にある。しかし時代に合わせて学部などを再編し、社会が求める人材を育てることは、大学自身の生き残り戦略にもなるはずだ。

企業でも、A I を応用した製品・サービスを開発し、提供する人材の育成が急がれる。

2013年、データ分析の専門家を育てる民間団体「データサイエンティスト協会」が発足し、会員は64社・5200人まで増えた。だが十分な数とはいえない。社会人がA I を学べるような再教育の場を拡充する必要がある。

ネットの活用は有効な手段になるろう。米国では大学の授業を誰でも受講できる「大規模公開オンライン講座(ムーク)」が、「プログラミング」や「機械学習」などA I 関連の授業を100以上も提供する。社会人を含めてそれぞれ数万人の受講者を集めている。

日進月歩のA I 技術は教える側の人材も不足している。ネット講義は教師一人で大勢を教えられるほか、受講者一人ひとりの理解度をA I で分析しながら効率的に進められる。日本でも積極的に活用すべきだ。

45年にはA I の能力が人知をしのぎ、多くの職業がA I に取って代わられる——。こんな予測もあるなか、A I の上手な使い手を育てる教育も欠かせない。

大阪市の追手門学院大手前中学はロボットコンテスト世界大会への出場で常連校だ。授業にロボットやプログラミング教育を積極的に取り入れ、A I 時代を見据えた人材育成も視野に入れる。

若い世代から倫理教育

福田哲也教頭は「ロボットはあくまでも教材。答えがひとつでない課題を生徒に考えさせ、創造力を養うことが目的だ」と話す。

20世紀半ば、SF作家アイザック・アシモフはロボット開発の原則として(1)人に危害を加えない(2)人の命令に従う(3)ロボットが自身を破壊しない——の3つを唱えた。根底にあるのは技術は人が使うものという人間本位の思想だ。

A I についても、こうした原則を若いころから教える必要がある。将来、A I が人を代替する仕事は増えるだろうが、最後に人が判断すべき領域は残る。「A I も万能ではない。その結論をうのみにしないように教えることが大事」と指摘する専門家も多い。

文部科学省は20年度から小学校でプログラミング教育の必修化を検討している。知識や技能を教えるだけでなく、人と機械の役割分担を考え、A I を使ううえでの倫理を養うことも重視すべきだ。

A I 利用のルールについて社会的合意を得ることも欠かせない。A I が分析対象とするデータは個人情報を含み、保護と利用のあり方に課題を残す。学会や産業界が指針を示し、利用者らと議論の場を設ける必要がある。

主張：阪神大震災22年 いたわる心持ち続けよう 産経新聞 2017年1月17日

阪神大震災から17日で22年となった。

かつて廃虚が広がった阪神間は、美しい街によみがえった。慰霊碑のたぐいを除けば、痕跡を見かけることはない。震災を知らない世代が増え、風化も進んでいる。

しかし、大震災が今も影を落としていることを忘れてはならない。

神戸市のモニュメントには、震災と関係があった物故者の名前が新たに7人加わった。夢でもいいから死別した家族に会いたいと今も願っている遺族がいる。痛々しく、胸が締め付けられる。

隠れた苦痛に改めて目をこらしたい。それは、阪神大震災だけの問題ではない。

その後も日本は、新潟県中越地震、東日本大震災、そして今年の熊本と、阪神と同じ震度7を記録する大地震に相次いで見舞われている。

時の経過とともに、世間の関心にも濃淡の差が生じてしまうだろう。しかし見えにくくはなっている、被災地が抱える問題に敏感であるべきことを、阪神での22年の月日は教えてくれる。

東日本大震災は6年近くたった昨年末でもなお、13万を超える人が避難生活を送っている。昨年、東京電力福島第1原発事故で避難している子供へのいじめが、相次いで明らかになった。被災者の痛みへの共感を全く欠いている。

熊本では、倒壊家屋の解体すら進んでいないのが現状である。

災害には「自助」と「共助」が不可欠だ。困っている人に何ができるのか、改めて考えたい。

ボランティアや、心的外傷に対応する「心のケア」は、阪神大震災で定着した。近年の災害でも効果を見せている。被災者をいたわる心を持ち続けよう。

国が災害への備えを万全なものにしなければならないことは、いうまでもあるまい。阪神をきっかけに整備された被災者への公的支援が、新潟県糸魚川（いといがわ）市の大火にも適用されたのは、望ましい。

しかし緊急事態条項の創設を含む憲法改正議論は、遅々として進んでいない。災害時に一時的に政府に権限を集中させて国民を守る条項の整備は、急務である。災害があつてからでは遅い。

巨大地震はいつかやってくる。万全の態勢で備え、被害を少しでも小さくすることが、阪神大震災で犠牲になった6434人に対する、私たちの責務だろう。

社説：阪神大震災22年 自治体の「受援力」を高めたい 読売新聞 2017年01月17日

6434人が犠牲になった阪神大震災から、22年を迎えた。

早朝の強い揺れで、神戸市などは、広範囲でがれきの街と化した。

その傷痕を探すのは、今では難しい。ここまで復興を遂げられたのは、他の自治体からの人的・物的支援やボランティアの尽力などがあってこそだろう。

阪神大震災以降、相互応援協定を締結する都道府県や市町村が増えた。広域災害連携は着実に進んでいる。被災地の要請を待たずに物資を届ける「プッシュ型支援」も実践されるようになった。災害ボランティアも定着している。

災害時の重層的な支援網が形作られたのは、大きな前進だ。

課題は、多方面から寄せられる支援を、災害現場で生かし切ることだ。被災自治体の受け入れ態勢が整わないために、応援要員に的確な指示を出せず、混乱を招く事態が繰り返されている。

救援物資が途中で滞留して、避難所に行き届かなかつたり、ボランティアがせっかくの支援を断られたりする。こうした事例が、2011年の東日本大震災や今年の熊本地震な

どで見られた。

支援と表裏一体である「受援」の観点で、災害対応を再点検すべきではないだろうか。

神戸市は13年に、全国に先駆けて「受援計画」を策定した。

阪神大震災と同規模の被害を想定して、応援受け入れが必要となる130の業務を洗い出した。災害対策本部とは別に「応援受入本部」を設けて、担当者が連絡調整を行うことも盛り込んだ。

業務ごとに「受援シート」を作成し、応援者に求める職種・資格のほか、指揮命令系統、執務スペースなどをチェックできるように工夫した点も特徴だ。

政府は12年、防災基本計画を修正して、受援計画の策定を自治体の努力規定とした。

しかし、「被害想定が難しい」といった理由で、策定に二の足を踏む自治体が多い。内閣府は指針作りに乗り出した。受援計画の整備に弾みをつけたい。

受援計画に民間の知見を反映させることも欠かせない。物資の管理・配送で倉庫・運送業者が有するノウハウなどを有効活用すべきだ。いざという時のスムーズな運用に備えて、応援協定の相手と訓練を重ねることも重要である。

庁舎が被災した際の代替庁舎や優先業務を決めておく業務継続計画（BCP）についても、市区町村の6割が未策定のままだ。受援計画と一体的に取り組みたい。

特集：生命 荻上チキ責任編集 α-Synodos vol.212

シノドスジャーナル 2017年1月16日

1. 『生殖医療の衝撃』著者、石原理氏インタビュー「時間と空間を超える生殖が日常となる現代——日本で求められる法整備」

1978年に世界初の体外受精による子どもが生まれて以来、生殖医療の分野では数々の技術革新がなされてきた。精子と卵子はネット通販で世界中に送られる時代になり、さらに今までタブー視されてきた遺伝子レベルの生殖医療にまで足を踏み入れようとしている。商業化の動きや生命倫理の側面がクローズアップされる中、急速に進歩する生殖医療技術に対してどう向き合っていけば良いのか。『生殖医療の衝撃』（講談社現代新書）の著者で、埼玉医科大学医学部産科・婦人科教授の石原理氏にお話を伺った。（聞き手・構成／大谷佳名）

◇生殖医療で生まれた子どもたちの権利

——今日は、『生殖医療の衝撃』（講談社現代新書）の著者の石原理先生にお話を伺います。

まず、本書を書かれた経緯を教えてください。

1978年に世界初の体外受精による子どもが生まれて以来、生殖医療の分野ではさまざまな技術の進歩がありました。それに合わせて生殖に対する人々の考え方も変わりつつあります。欧米を中心に生殖医療に関する具体的な法律やガイドラインが整備されてきました。僕は産婦人科の臨床医ですが、15年ほど前から人類学者の出口顕先生（島根大学教授）とともに、生殖医療や養子についてフィールドワークを続けています。イギリスやスウェーデン、デンマークなどの国々を回り、医療と家族のあり方をめぐる社会のさまざまな変化を目の当たりにしてきました。その調査がちょうど区切りの段階となってきたことが、この本をまとめるきっかけになりました。

それともう一つ、日本は世界的にみてもかなり特異な状況にあります。業界団体である日本産科婦人科学会の会告という、法律でも省庁ガイドラインでもないものが唯一あるだけで日本には生殖医療に関する法律が何もありません。技術面では日本は先を走っているのですが、それを支えていくインフラが十分に整備されていない。海外での調査は日本の法制定にも影響を与えうるだろうと考え続けてきましたが、結局、今回の国会でも法律は通りませんでした。とても悲しい状況です。

選挙の時の票や、直接的な経済効果に結びつく法律は簡単に通ってしまうのに、どうして精子・卵子提供や代理懐胎によって生まれた子どもたちの権利を保障する法律ができない

のか。日本の議員さんたちの構造はやはりどこかおかしいという印象を持つようになりました。法律の制定のためにも、まず一般の人々の考え方を形成するお手伝いをしたいというのが、この本を書いた経緯です。

——具体的にはどのような法律が必要なのでしょう。

まず、子どもを産んだ女性が母親であり、女性の夫が父親であり、配偶子（精子、卵子）提供者はその子どもを認知できない、この三点が明文化されるべきです。現在、実際に代理懐胎や配偶子提供で生まれた子どもたちの立場は不安定なままになっています。……つづきは α -Synodos vol.212 で！

2. 粥川準二『新しい優生思想』とは——相模原事件、出生前診断、受精卵ゲノム編集

遺伝子レベルの生命医療技術が進歩し、私たちの健康への欲望と優生思想との境目はますます曖昧になりつつあります。私たちの身近にありふれている「内なる優生思想」とはどういうものなのか、解説していただきました。

◇優生学とは？ 優生思想とは？

「優生学」または「優生思想」という考え方がある。辞書的な定義をいえば、人類全体において、望ましい遺伝学的性質を増やす一方、望ましくない遺伝学的性質を排除することをめざす考え方のことである。その創始者が進化論で知られるチャールズ・ダーウィンの従兄弟フランシス・ゴルトンであることはあまりにも有名である。

優生「学」というと、大学や研究所で行う学問のように理解される可能性があるが、これは学問というよりもある明確な方向を持つ考え方なので、「優生思想」という場合も多い。

「優生主義」と表現されることもまれにある。「優生意識」という表現もありえそうだが、本稿では「優生思想」で統一する。最近、この「優生思想」という言葉をマスメディアやネットで目にするが増えてきた。その背景にはいくつかの契機がある。

1つは昨年7月に起きた相模原の殺傷事件である。障害者施設に入り込んで19人の障害者を殺した容疑者が「障害者なんていなくなればいい」と供述したことが広く知られると、彼の考え方を、多くの識者やネットユーザーが優生思想と呼んで議論した。筆者もその1人である（「容疑者と私たちは、さほど変わらない」、『毎日新聞』2016年8月23日夕刊 <http://mainichi.jp/articles/20160823/dde/018/070/018000c>）。

もう1つは出生前診断である。出生前診断とは、厳密には新生児が生まれる前に母子に対して行う診断行為すべてのことをいうが、実際には妊娠を継続するかどうかを判断するために、胎児に障害があるかどうかを検査することを意味する場合が多い。2013年から、血液検査だけで胎児に染色体障害があるかどうかをある程度推測できる「非侵襲型出生前診断（新型出生前診断）」の試験的運用が日本で始まったが、そのことを議論する文章のなかで、優生思想という言葉をよく見かける。筆者も出生前診断を論じるときに言及した（「“新型”出生前診断をめぐって」、『SYNODOS』2012年10月22日配信 <http://synodos.jp/science/1064>）。

そしてもう1つは受精卵ゲノム編集である。ゲノム編集とは、まるでワープロで文章を編集するように、遺伝情報が含まれるDNAを切り貼りする技術のことである。人間でも動物でも、ゲノム編集をする対象が体細胞であれば、改変された結果がその子孫に伝わることはない。しかし受精卵や初期胚、精子、卵子であれば、改変結果は子孫に伝わる。人間の受精卵ゲノム編集に倫理的な懸念が指摘されるはこのためだ。

もしこれを人間の受精卵に行えば、たとえば重篤な遺伝病を子孫に伝えることを防ぐことができるかもしれない。さらには外見や認知能力（ようするに頭のよさ）を、親の望み通り向上させることも理論的な道筋はできつつある（拙稿「神の領域」に近づくゲノム編集人間での研究はどこまで許されるか」、『アエラ』2016年9月12日号およびその転載『dot』2016年9月10日配信[<https://dot.asahi.com/aera/2016090800161.html>]、など参照）。

優生思想には、理論上2種類のものがある。ここでは、望ましくない遺伝学的性質を排除しようという思考を「消極的優生思想」と呼び、望ましい遺伝学的性質を増やそうという思考を「積極的優生思想」と呼ぼう。だとするならば、出生前診断は消極的優生思想を実

現し、受精卵ゲノム編集は消極的優生思想と積極的優生思想の両方を実現できるテクノロジーといえよう。近代黎明期の優生学者たちの夢は、いちどはナチスドイツなどの横暴でバックラッシュを受けてくじかれたが、現在、高度なバイオテクノロジーによってかないつつある。いやテクノロジーだけではない。私たち個々人の誰もが持つ健康・健常への欲望もまた、優生思想との境目は曖昧であり、優生学者たちの夢を後押しするものだ。これを「内なる優生思想」と呼ぼう。……つづきはα-Synodos vol.212で！

3. 打越綾子「生命の観点から人と動物の関係を考える」

近年、飼育放棄された犬・猫の殺処分や動物実験をめぐる問題が関心を集めていますが、さまざまな意見が交錯し、なかなか解決の糸口がつかめない状況にあります。動物の保護活動にかかわる人々や、実験動物の研究者、畜産動物の生産者など、それぞれの専門家が「仕切られた動物観」の中で意見を主張し、各種の法制度や価値観が作られていると打越さんは指摘します。動物への配慮ある社会を実現するためにどうすればよいのか、改めて考えます。

◇はじめに

この数年、不要として飼育放棄された犬や猫の殺処分問題への関心が高まり、その命を救い、新しい飼い主を探すための活動を展開する人々が増えてきた。その中には、もともと何十年も前から地道な保護活動をしてきた個人のボランティアもいれば、寄付金を集めて専門的・継続的に活動する団体もあり、さらに最近では、企業の協賛金やクラウドファンディングなどの方法を用いて多額の運営資金を確保し、自前のシェルターや保護猫カフェ（保護した猫の飼い主を探すマッチングの場と猫カフェのサービスを並行的に提供する）を通じた活動をする団体も出現している。これらの人々は、犬や猫の命を心から大切に努力している。

ただし、動物の生命、そして人と動物との関係を冷静に考える際には、多種多様な位置づけの動物のことを考える必要がある。それは、いわゆる愛玩動物のみにとどまらない。野生動物、動物園動物、実験動物、畜産動物と、人間の暮らしに関わっている動物は、私たちが日常的に意識している以上に多岐に渡る。

◇視野の狭い動物観

ところが、多くの日本人は、これらの多様な動物の位置づけを幅広く議論することはほとんどない。議論するどころか、意識することすらないのが通常である。

例えば、善良な動物愛好家は、犬や猫などの身近な動物については、その命を絶つことを「悪」と見なす。しかし、自らの暮らしの中で直接的に見えない動物については、その命を絶つことに無関心であることが多い。非終生飼養、すなわち最終的に殺すことが決まっている動物に対して、手間暇やコストが跳ね上がっても、生きているときに十分なケアを施すべきと考える人はほとんどいない。

具体的には、医療や科学の進歩によって、我々が安全・安心で豊かな生活を享受できるようになったのも、数限りない実験動物のおかげである。犠牲になってくれた動物の苦痛に思いを馳せ、感謝と慰霊の気持ちを持ちながら、これまでの科学の進歩を無駄にせず、現在利用されている実験動物への最大の配慮を重ねていく、そのような思考回路を持っている人は、結局のところ動物実験に関わる研究者以外にはほとんどいるまい。動物実験の恩恵を日常的に受けているのは、我々一般の患者や消費者であるが、こうした問題に関心を持つ人は非常に少ない。……つづきはα-Synodos vol.212で！

4. 杉田俊介「優生と男性のはざままでとり乱す——優生思想についてのメモ」

「自立しなければ生きていく価値がない」、「人は生きていくだけで価値がある」という矛盾を超えるにはどうすればよいのか？ 昨年出版された、立岩真也さんと共著『相模原障害者殺傷事件——優生思想とヘイトクライム』（青土社）、『非モテの品格 男にとって「弱さ」とは何か』（集英社新書）もぜひあわせてお読みください。

相模原の障害者施設で一九人もの人が殺害された事件によって、優生思想の生々しさがあらためて論点になった。

加害者の植松聖青年は、衆議院議長（と安倍晋三首相）宛ての手紙の中で次のように書いていた。「私の目標は重複障害者の方が家庭内での生活、及び社会的活動が極めて困難な場合、保護者の同意を得て安楽死できる世界です」「私は障害者総勢 470 名を抹殺することができます」「今こそ革命を行い、全人類の為に必要不可欠である辛い決断をする時だと考えます。日本国が大きな第一歩を踏み出すのです」。

これをどこまで優生思想の影響と考えていいのか、現時点では何ともいえない。事件の全容や犯行動機については、今後少しずつ司法の場やジャーナリズムによって明らかになっていくだろう。しかし、明らかなのは、植松青年の手紙の内容にひそかに共感し、そこには某かの真理や道理があると（意識的もしくは潜在的に）感じてしまった人たちがいる程度存在したことである。つまり、植松青年の言葉の「優生思想的」な側面に共感する空気が私たちの社会に蔓延し、醸成されていた、ということである。

気になったのは、植松青年の言動には、自分で自分を差別する、他者を差別する論理によって自らの存在を叩く、という「内なる優生思想」の気配が滲んでいたことだ。報道にあるように、植松青年が何らかの精神疾患の当事者であるなら、彼の中の内なる優生思想／障害者殺しの思想は、彼自身の身体や生命へも差し向けられていたはずだ。そこに厄介なねじれがある。そしてそのねじれゆえに、彼の言葉には奇妙な切実さがあり、感染力があった。その点を甘くみることはできない。

過剰な刺青の入れ方と言い、顔の整形手術と言い、彼には身体改造の欲望があり、別の存在へ変身し変貌しようとする欲望がみられた。彼のそうした異形のキメラ的な身体は、そのまま——昨年一二月に刊行した立岩真也氏との共著『相模原障害者殺傷事件——優生思想とヘイトクライム』（青土社）の中でそれを私は、マイノリティともマジョリティともつかないアイデンティティのキメラ的混乱、と呼んだ——、内なる優生思想や自己破壊の軌み、歪みを兆候的に示しているかに見えた。……つづきは α -Synodos vol.212 で！

5. 岩崎秀雄「生命美学とバイオ（メディア）アート——芸術と科学の界面から考える生命」

生命科学、バイオテクノロジーの手法を取り入れた近年のアート作品を紹介していただきながら、「生命とは何か？」「アートとはどのような体験なのか？」二つの親和性について考えます。

生命とは何だろうか？ 「生命」は、洋の東西を問わず、ひとびとが古来歴史的・思想的・文化的に育んできた複合概念の総称だ。考えてみると生命は、何かとの対比において語られることが多い。たとえば、生命と死、生命と物質、生命と人間、生命と神、生命と機械、生命と知能、生命と情報、生命と宇宙などなど。その語りのそれぞれにおいて、生命のどの側面が問題になっているのか、文脈依存的に変わる。そして、芸術はそれらの文脈を巡るおよそすべての表現に関わってきたと言ってよい。その意味で、芸術においてどのように生命が表現されてきたのかを知ることは、多様な生命観に触れることでもある。

最近では、バイオアートあるいはバイオメディア・アート（注 1）と呼ばれる、生命科学やバイオテクノロジーと関連する表現分野が台頭してきた（注 2）。たとえば培養細胞工学、遺伝子工学の手法を取り入れた作品たち。バイオテクノロジーの進展が投げかけるさまざまな問いを巡るクリティカルな作品たちや、SF 的な近未来像をシミュレーションする作品たち。生物や細胞に制作プロセスを委ねる作品もあるし、生物と鑑賞者の間で何らかのフィードバックをデザインする作品もある。手法的にも方向性的にも多岐にわたっているが、まず最近の作品からいくつか具体例を紹介する。その際、話題になることの多い「社会とテクノロジーの関係性を問い直すタイプの作品」を紹介し、そのスタイルと背景、そして若干の注意事項をまとめておく。そしてそのあとで「生命とは何か」という本題に繋げるために重要な、より思想的・人文的含意を孕む作品たちを紹介したい。そして最後に、芸術・表現を通じて生命を探究する位相と意義について、生命科学におけるそれと比較参照しながら論じていきたい。

◇バイオテクノロジーと社会に関するバイオメディア・アート

まずは、テクノロジーと社会の関係性を問い直したり、SF 的に未来を描いて見せたりする作

品群をいくつか見ていこう。一時期バイオアートのアイコンともなった作品に、ブラジル出身のアーティスト Eduardo Kac が手掛けたプロジェクトがある。遺伝子工学的に蛍光タンパク質を発現させることで全身蛍光緑に発色したウサギを、そのまま発表した「アルバ」だ（注3）。これは色々な意味で興味深いパフォーマンスで、まずこのウサギ自身は Kac ではなくフランスの研究機関が別の目的で作ったものをアートの文脈で展示したレディメイド・アートであった。……つづきは α -Synodos vol.212 で！

6. 齋藤直子（絵）×岸政彦（文）「Yeah! めっちゃ平日」第1回：加齢と向き合う

新連載『Yeah! めっちゃ平日』、毎月15日号にて配信予定です。イラストは齋藤直子さん、エッセイは岸政彦さんに執筆していただきました。

先日、さいとう先生と神戸を散歩していて、元町ポートピアホテルの前を通りがかって、懐かしさでいっぱいになった。大学の2回生ぐらいから卒業したあとぐらいまで、関西でジャズミュージシャンの真似事をしていて、あちこちでウッドベースを弾いていたのだが、その店のひとつにポートピアホテルのなかのバーがあったのだ。大阪から神戸の元町まで電車で、スーツを着て、ウッドベースをかついで、もう片方の手にベースアンプまで持って通っていた。



若かったなと思う。あんなことはもう無理だ。

しかしこれが単純な体力の問題かという、そうでもないような気もする。ゼミ生たちと飲んでるとよく、3回生ぐらいの学生が生意気にも、最近歳を感じますなどと言うので、思わず鼻で笑ってしまう。どういうときにそう思うねん。最近ね、オールで遊べないんですよ。昔はよく朝までカラオケとかしてたんですけど。もう歳ですね。いや違うねんそれは。それは体力の衰えとかじゃなくて、単に「そういう遊びに飽きちゃっただけ」やねんて。

……つづきは α -Synodos vol.212 で！

特養、全国で半数近くが人手不足 うち1割で利用者制限 共同通信 2017年1月17日

全国の特別養護老人ホーム（特養）を対象に独立行政法人福祉医療機構が実施したアンケートで、職員が不足しているとの回答が46.9%、足りているが53.1%だったことが17日、分かった。不足と回答した特養のうち1割で、併設施設も含めた利用者の受け入れ制限をしていた。アンケートは2016年7～8月に実施。機構の融資先の特養3365カ所を対象とし、770カ所（22.9%）から有効回答を得た。人手を確保できない理由としては「地域の労働人口が減少」「地域に介護施設が増加」と回答。景気回復の影響により「他業界と比較して待遇面で見劣りしている」とした特養もあった。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行